

## 成田市スポーツ行事等に係る自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要領

### （目的）

第１条 この要領は、市民が参加するスポーツ、レクリエーション等の行事において、参加者等が心肺停止状態に陥った場合の救命活動に備え、当該行事に参加する団体に自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を貸し出すことにより、市民の安全と安心を推進し、スポーツ活動の一層の充実を図ることを目的とする。

### （貸出しの対象行事等）

第２条 ＡＥＤの貸出しは、市民が参加する次のいずれかに該当する行事について行うものとする。

(1) スポーツ、レクリエーション等の行事（市外における合宿、試合等を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める行事

２ 前項の行事は、営利を目的としないものとする。

### （貸出しの対象団体）

第３条 ＡＥＤの貸出しの対象となる団体は、前条に定める行事に参加する次に掲げる団体とする。

(1) 一般社団法人成田市スポーツ協会及びそれに加盟する団体

(2) 成田市スポーツ少年団及びそれに加盟する団体

(3) 成田市レクリエーション協会及びそれに加盟する団体

(4) 成田市スポーツ推進委員連絡協議会

(5) 学校体育施設の利用に関する規則（昭和５６年教育委員会規則第８号）

第４条に掲げる団体

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める団体

### （貸出しの条件）

第４条 ＡＥＤの貸出しを受けようとする団体（以下「利用団体」という。）は、当該貸出しに係る第２条に定める行事に、次の各号のいずれかに該当する者を配置しなければならない。

(1) 医師、看護師又は救急救命士等の資格を有する者

(2) 消防本部等が実施するＡＥＤの操作方法を含む講習その他これに類する講習を修了した者

### （貸出しの期間）

第５条 ＡＥＤの貸出しの期間は、当該貸出しに係る第２条に定める行事の期間及びその前後１日とし、３週間を限度とする。ただし、市長は貸出しの期間の延長がやむを得ないと認める場合は、必要最小限の範囲でこれを延長することができる。

2 前項に規定する貸出しの期間の前後1日が、成田市の休日に関する条例(平成元年条例第46号)第1条第1項に定める市の休日(以下「市の休日」という。)に当たる場合は、当該貸出しの期間の前日においてはその日前においてその日に最も近い市の休日以外の日と、当該貸出しの期間の翌日においてはその日後に最も近い市の休日以外の日とする。

(申込)

第6条 利用団体は、貸出しの期間の初日の7日前までに自動体外式除細動器(AED)借受申込書(別記第1号様式)により市長に申請しなければならない。

(維持管理)

第7条 前条の規定により申請し、AEDを借り受けた団体(以下「借受団体」という。)は、借り受けたAED(以下「借受機器」という。)を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 借受団体は、借受機器をその目的以外に使用し、処分し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(費用負担等)

第8条 借受機器の運搬、設置等に要する費用は、借受団体の負担とする。

2 借受団体は、故意又は過失により借受機器を損傷し、又は滅失したときは、借受機器と同種の物又は市長が相当すると認める金額をもって、その損害を賠償しなければならない。

(市の免責)

第9条 市長は、借受機器の使用により生じた事故等の責任については、一切の責任を負わない。

(報告)

第10条 借受団体は、行事終了後すみやかに、自動体外式除細動器(AED)使用実績報告書(別記第2号様式)により市長に報告しなければならない。

(返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受機器を返還させることができる。

(1) 借受団体が借受機器を必要としなくなったとき。

(2) 市長が特に必要があると認めたとき。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。